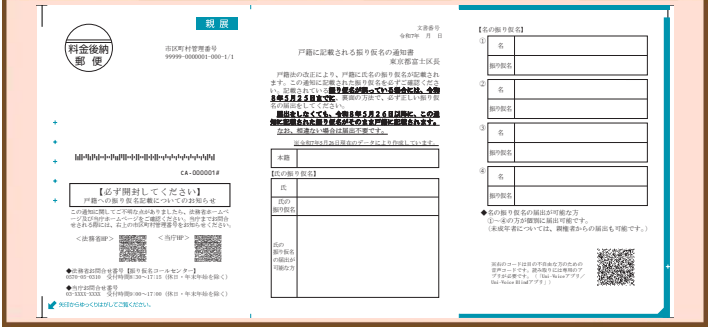
2025年５月26日改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年8月下旬

今金町（本籍地）から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書（表面イメージ）



2026年5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、戸籍に記載されるから安心!!

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

【問合せ】法務省コールセンター　☎0570-05-0310
税務住民課　戸籍年金グループ　☎82-0111　〔裏面もご覧ください〕



Point

通知されたフリガナを**まず確認！**

誤っている場合は届出をしてください

届出方法は郵送される通知書でご確認下さい

詐欺に御注意ください

フリガナの届出に当たって

法務省や市区町村に**金銭を支払うよう**

要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが**誤っている場合**は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届出に**手数料はかかりません**。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



コセキツネ

不審に思ったら…

- **お住まいの市区町村担当窓口**
- **最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110**
- **消費者ホットライン 188（いやや！）**

※お近くの消費生活センター等を御案内します

改正戸籍法の施行について 詳しくはこちら→

法務省 MINISTRY OF JUSTICE　警察庁 National Police Agency　消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan